

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育施設における対応について

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

茨城県独自の非常事態宣言が 8 月 16 日（月）に発令され、さらに、東京や大阪など 6 都府県に出されている緊急事態宣言について、8 月 20 日（金）から 9 月 12 日（日）まで茨城県も対象地域として加えられました。

これに伴う市の対応につきまして、下記のとおりお知らせします。

つくば市においても感染が拡大している状況であり、引き続き、保育施設では新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みについて、徹底してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても地域の流行状況等に応じて変更となる可能性がありますので、御了承ください。

記

1 開園に関する基本的な考え方について

市では、これまでと同様に保育施設を休園することによる社会機能の停止や混乱を避けるため、感染拡大防止対策を徹底した上で、通常どおり開園を継続します。

2 登園自粛要請について

現時点では、保育施設を利用する保護者の皆様に対して、登園自粛の協力要請等は行いませんが、新型コロナウイルス感染のリスク回避のため御家庭での保育を希望する場合には、お子さんを預ける時間の短縮や自主的な欠席を可能とします。ただし、それに伴う利用者負担（保育料）の日割り計算による減額はありませぬ。

なお、今後の情勢によって自粛のお願いをする可能性もありますので、御理解の程よろしくお願ひいたします。

3 緊急事態宣言期間中の欠席期間の取扱い

通常1か月（里帰り出産のため欠席する場合は2か月）を超えて、保育施設へ登園しない場合は退園となりますが、緊急事態宣言及び県の非常事態宣言期間中の欠席は対象としません。長期で欠席をされる場合には必ず施設に御連絡をお願いします。

4 その他

【感染症対策への御協力について】

保護者の皆様におかれましても、保育施設での感染拡大を未然に防ぐため、より一層の感染症対策をお願いします。

【濃厚接触者と判断された場合】

保健所の判断により、濃厚接触者はPCR検査等を実施することになります。なお、検査の結果に関わらず、濃厚接触した日から起算して14日間以上は保育施設の利用を控えていただくこととなりますので、濃厚接触者となった場合は速やかに入園している施設に御報告願います。

【PCR検査等を実施する場合】

保護者様御自身や児童本人に体調不良や新型コロナウイルス罹患者との接触があった場合、また、検査入院時等においてPCR検査等を実施することになった場合は、速やかに入園している施設に御報告願います。

【当該通知の扱いについて】

まん延防止等重点措置が適用されている期間においても、当該通知と同様の取り扱いとさせていただきます。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111